

令和4年度 特定随意契約の発注見通し

発注課:まちづくり課

令和4年4月1日現在

契約の名称	契約の内容	契約期間 ・納入期限	場所	契約相手方の 決定方法	選定基準	発注時期
環境保全パトロール業務	・野焼き防止巡回広報、指導業務 ・不法投棄ごみ回収業務	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	町内全域	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を遂行できること。	4月
資源ごみコンテナの運搬業務	町が指定する日に資源ごみコンテナを町環境プラザと地区ステーション間で運搬する業務	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	町内全域	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を遂行できること。	4月
粗大ごみの収集運搬業務	町環境プラザに申し込みがあった粗大ごみの回収を毎週所定日(月曜日)に回収する業務	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	町内全域	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を遂行できること。	4月
大木町みんなの広場管理業務	大木町みんなの広場管理業務に係る契約	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	大木町運動公園	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を遂行できること。	4月
大木町総合体育館管理業務	大木町総合体育館の管理業務に係る契約	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	大木町総合体育館	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を遂行できること。	4月
大木町運動公園管理業務	大木町運動公園の管理業務委託に係る契約	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	みんなの広場	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等であること。 ・町内在住の人材を活用し、円滑に業務を遂行できること。	4月